

改正 平成 10 年 4 月 30 日規則第 51 号 平成 11 年 2 月 23 日規則第 2 号
平成 12 年 2 月 28 日規則第 1 号 平成 12 年 4 月 28 日規則第 59 号
平成 13 年 3 月 13 日規則第 2 号 平成 13 年 3 月 30 日規則第 56 号
平成 14 年 3 月 29 日規則第 36 号 平成 15 年 3 月 31 日規則第 34 号
平成 15 年 10 月 27 日規則第 62 号 平成 16 年 3 月 31 日規則第 40 号
平成 17 年 3 月 31 日規則第 33 号 平成 17 年 3 月 31 日規則第 37 号

品川区営住宅条例施行規則（昭和 61 年品川区規則第 20 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 一般区営住宅の管理（第 3 条—第 29 条）

第 3 章 区営改良住宅の管理（第 30 条—第 39 条）

第 4 章 補則（第 40 条—第 43 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、[品川区営住宅条例](#)（平成 9 年品川区条例第 39 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則において使用する用語は、[条例](#)において使用する用語の例による。

第 2 章 一般区営住宅の管理

（公募の公告）

第 3 条 区長は、[条例第 5 条](#)（[条例第 35 条](#)において準用する場合を含む。）に規定する公募を行うときは、区報または掲示等により、公募する区営住宅の名称、所在地、構造および規模、戸数、使用料、使用者の資格、申込期日その他必要な事項を公告する。

（使用申込書その他必要な書類）

第 4 条 [条例第 5 条](#)の規定による一般区営住宅の使用申込みをしようとする者は、住宅使用申込書（[第 1 号様式](#)）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の住宅使用申込書のほか、使用申込者またはその世帯員に関し、次に掲げる書類を提出させることができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 住宅困窮を証明する書類
- (3) 収入を証明する書類
- (4) 婚姻（予約を含む。）を証明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める書類
(抽せん)

第5条 [条例第8条](#)の規定により使用予定者の決定について抽せんを行う場合は、公開して行うものとする。

(補欠者の使用)

第6条 前条の規定により使用予定者を決定する場合は、併せて若干人の補欠者を抽せんにより定め、その使用順位を定める。

2 区長は、一般区営住宅の使用予定者として決定された者が入居しないときまたは一般区営住宅に空家が生じたときは、前項の補欠者のうちから使用順位に従い使用予定者を決定する。

3 第1項の補欠者としての資格の有効期間は、抽せんの日から1年とする。

(住宅変更の申請)

第7条 [条例第9条](#)第5号の規定により一般区営住宅の変更を希望する使用者は、住宅変更申請書を区長に提出しなければならない。

(住宅交換の申請)

第8条 [条例第9条](#)第6号の規定により一般区営住宅の使用者が相互に入れ替わることを希望するときは、住宅交換申請書を区長に提出しなければならない。

(連帯保証人等)

第9条 [条例第10条第1項](#)第1号に規定する連帯保証人の資格は、次のとおりとする。

- (1) 日本国内に住所を有する者であること。
- (2) 独立の生計を営む者であること。
- (3) 確実な保証能力を有する者であること。

2 使用者は、連帯保証人が死亡したとき、前項に規定する資格を欠いたときその他連帯保証人の変更を要するときは、新たに同項に規定する資格を有する連帯保証人を定めて、連帯保証人変更届を区長に提出しなければならない。

3 使用者は、連帯保証人が住所または氏名を変更したときは、直ちに区長に通知しなければならない。

1項...一部改正〔平成12年規則59号〕

(住宅使用許可書)

第10条 区長は、[条例第10条第3項](#)の規定により一般区営住宅の使用の許可を通知する場合は、住宅使用許可書([第2号様式](#))によるものとする。

(入居の届出)

第11条 使用者は、一般区営住宅の使用開始の日から30日以内に、入居届を区長に提出しなければな

らない。

2 前項の入居届には、使用者および同居者の住民票の写しを添付しなければならない。

(利便性係数)

第 12 条 [条例第 11 条第 2 項](#)に規定する事業主体が定める数値(以下「利便性係数」という。)は、[別表第 1](#)のとおりとする。

(日割計算の方法)

第 13 条 [条例第 12 条第 4 項](#)([条例第 15 条第 3 項](#)において準用する場合を含む。)に規定する使用料の日割計算の方法は、1 月を 30 日として計算する。この場合において、計算した額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免申請等)

第 14 条 [条例第 13 条第 5 項](#)の規定による使用料の減免または使用料の徴収の猶予の申請は、使用料の減免にあつては使用料減額免除申請書により、使用料の徴収の猶予にあつては使用料徴収猶予申請書により行わなければならない。

2 区長は、[条例第 13 条第 1 項](#)または[第 2 項](#)の規定により使用料の減免または使用料の徴収の猶予を行ったときは、使用料の減免にあつては使用料減額免除通知書により、使用料の徴収の猶予にあつては使用料徴収猶予通知書により、当該使用料の減免または使用料の徴収の猶予を受ける者に通知するものとする。

(使用料減免の基準)

第 15 条 [条例第 13 条第 1 項](#)各号(第 2 号を除く。)の規定により区長が一般区営住宅の使用料を減額し、または免除する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 使用者および同居者の収入([条例第 2 条](#)第 5 号に定める収入および区長が別に定める収入の合計をいう。次号ならびに次項および第 3 項において同じ。)の合計額が 6 万 5,000 円以下であること。

(2) 使用者または同居者が、災害により容易に回復することが困難な損害を受け、または疾病にかかり長期にわたり療養を要したため、特に費用を要し、そのために要する費用として区長が認定した額を使用者および同居者の収入の合計額から控除した額が 6 万 5,000 円以下であること。

(3) 前 2 号に準ずる特別の事情があること。

2 区長は、前項各号のいずれかに該当する使用者に対しては、次に掲げる表の左欄に定める使用者および同居者の収入の合計額に応じて、それぞれ右欄に定める減額率を使用料に乗じて得た額を当該使用料から減額するものとする。

使用者および同居者の収入の合計額	減額率
18,000 円以下の場合	0.5
18,000 円を超え 30,000 円以下の場合	0.4

30,000 円を超え 42,000 円以下の場合	0.3
42,000 円を超え 54,000 円以下の場合	0.2
54,000 円を超え 65,000 円以下の場合	0.1

3 区長は、前項の規定にかかわらず、第 1 項各号のいずれかに該当する使用者のうち、前項の規定による減額率が 0.5 であり、かつ、使用者および同居者の収入の合計額が区長が別に定める額以下で、次のいずれかに該当するものに対しては、使用料に 0.75 を乗じて得た額を当該使用料から減額するものとする。

- (1) 使用者が、学齢に達しない幼児または[学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条](#)に規定する学校（大学および幼稚園を除く。）同法第 82 条の 2 に規定する専修学校もしくは同法第 83 条に規定する各種学校に就学している 2 人以上の未成年者（高等学校もしくは中等教育学校を卒業した後または専修学校の高等課程を修了した後に専修学校または各種学校に就学している者を除く。）を扶養している配偶者のない者である場合
- (2) 使用者または同居者のうちの 1 人が、65 歳以上であり、主としてその者の収入によって当該世帯の生計を支えている場合
- (3) 使用者または同居者のうちの 1 人が、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成 12 年東京都規則第 94 号）[別表第 1](#)から[別表第 3](#)までに掲げる疾病にかかっている者である場合
- (4) 使用者または同居者のうちの 1 人が、[公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 4 条第 4 項](#)の規定により公害医療手帳の交付を受けている者または大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例（昭和 47 年東京都条例第 117 号）第 2 条に規定する疾病にかかっている者である場合
- (5) 使用者または同居者のうちの 1 人が、[身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項](#)の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が[身体障害者福祉法施行規則](#)（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級もしくは 2 級のもの、[精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項](#)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている精神障害の程度が[精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項](#)の表の 1 級もしくは 2 級のものまたは東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号副知事決定）第 5 条の規定により愛の手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている知的障害の程度が同要綱[別表第 1](#)の 1 度から 3 度までのものである場合

4 区長は、前 2 項の規定にかかわらず、[生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）](#)による住宅扶助を受けている使用者に対しては、当該一般区営住宅の使用料を、その住宅扶助を受けている額に減額するものとする。

- 5 区長は、第2項および第3項の規定にかかわらず、災害により容易に回復することが困難な損害を受け、生活困窮の状況に至った者等特に必要があると認める者に対しては、使用料を免除するものとする。
- 6 区長は、[条例第13条第1項](#)第2号に該当する場合で、一般区営住宅の一部が使用不能のときは使用料の5割の額の範囲内においてその使用料を減額し、全部が使用不能のときはその使用料を免除するものとする。
- 7 使用者および同居者の収入の合計額が[条例第6条第1項](#)第4号イに定める金額以下で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、[条例第13条第2項](#)に規定する特別の事情があると認めるものとする。
 - (1) 使用者が、学齢に達しない幼児または[学校教育法第1条](#)に規定する学校（大学および幼稚園を除く。）同法第82条の2に規定する専修学校もしくは同法第83条に規定する各種学校に就学している2人以上の未成年者（高等学校もしくは中等教育学校を卒業した後または専修学校の高等課程を修了した後に専修学校または各種学校に就学している者を除く。）を扶養している配偶者のない女子である場合
 - (2) 使用者または同居者のうちの1人が、65歳以上で、かつ、疾病等のため常時就床の状況にある者で介護を必要とするものである場合
 - (3) 使用者または同居者のうちの1人が、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則[別表第1](#)から[別表第3](#)までに掲げる疾病にかかっている者で常時介護を必要とするものである場合
 - (4) 使用者または同居者のうちの1人が、[公害健康被害の補償等に関する法律第4条第4項](#)の規定により公害医療手帳の交付を受けている者または大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例第2条に規定する疾病にかかっている者で、常時介護を必要とするものである場合
 - (5) 使用者または同居者のうちの1人が、[身体障害者福祉法第15条第4項](#)の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が[身体障害者福祉法施行規則](#)別表第5号の1級もしくは2級のもの、[精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項](#)の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている精神障害の程度が[精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項](#)の表の1級もしくは2級のものまたは東京都愛の手帳交付要綱第5条の規定により愛の手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている知的障害の程度が同要綱[別表第1](#)の1度から3度までのもので、介護を必要とするものである場合
- 8 区長は、前項各号のいずれかに該当する使用者に対しては、使用料をその2分の1の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に減額するものとする。
- 9 第2項から第5項または第7項の規定により行う使用料の減額または免除の期間は、1年を超えない範囲内で区長が事情を考慮して認める期間とする。

6項...一部改正〔平成11年規則2号〕1・2項...一部改正・3項...追加・旧3・4・6・8項...一部改正し1項ずつ繰下・旧5・7項...1項ずつ繰下〔平成12年規則59号〕

（使用料の徴収猶予の基準）

第16条 [条例第13条第1項](#)の規定により区長が使用料の徴収を猶予する場合の基準は、使用料の支払

能力が6月以内に回復すると認められる場合とする。

(保証金の減免等)

第17条 [条例第13条第6項](#)において準用する同条第1項から第5項までの規定により行う保証金の減免および徴収の猶予については、前3条の規定を準用する。

(延焼等危険賃貸住宅の居住者に対する特例)

第17条の2 [条例第13条の2](#)の規定により使用料の減額を受けようとする者は、使用料減額免除申請書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、[条例第13条の2](#)の規定により使用料の減額を行ったときは、使用料減額免除通知書により当該使用料の減額を受ける者に通知するものとする。

本条...追加〔平成13年規則56号〕

(住宅同居の許可基準等)

第18条 [条例第17条](#)の規定により入居の際の同居者以外の者を同居させようとする使用者は、住宅同居申請書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の住宅同居申請書の提出があった場合において、同居しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同居の許可をすることができる。

(1) 同居しようとする者が、使用者または同居者と婚姻をした者であるときまたは養子縁組をした者であるとき。

(2) 同居しようとする者が、使用者または使用者の配偶者の三親等内の血族または直系姻族であり、かつ、次のいずれかに該当するとき。

ア 同居しようとする者が、使用者の扶養親族([所得税法\(昭和40年法律第33号\)第2条第1項](#)第34号の扶養親族をいう。以下同じ。)である場合または使用者が同居しようとする者の扶養親族である場合で、現に住宅に困窮している者であるとき。

イ 同居しようとする者が、高齢者、身体障害者その他の区長が別に定める者に該当する場合で、使用者と同居しなければ生活の維持が困難であると認められるとき。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、同居しようとする者が使用者または同居者の介護その他特別な事情により使用者と同居する必要があると認める場合には、期限を付けて同居の許可をすることができる。

4 区長は、前2項の規定により入居の際の同居者以外の者の同居を許可する場合には、住宅同居許可書を交付するものとする。

(住宅使用承継の許可基準等)

第19条 [条例第18条](#)の規定により一般区営住宅の使用の承継の許可を受けようとする者は、住宅使用承継申請書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の住宅使用承継申請書の提出があった場合において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、一般区営住宅の管理上支障がないと認めるときは、一般区営住宅の使用の承継を許可することができる。

(1) 一般区営住宅の使用を承継しようとする者が、使用者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)または三親等内の血族もしくは姻族であって、使用開始

当初から（出生にあっては、出生後）引き続き当該一般区営住宅に居住しているものであるとき。

(2) 一般区営住宅の使用を承継しようとする者が、前条第2項の規定により当該一般区営住宅に同居の許可を受けてから引き続き1年以上居住している者であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

3 区長は、前項の規定により一般区営住宅の使用の承継を許可する場合は、住宅使用承継許可書を交付するものとする。

（模様替えおよび工作物設置の許可基準等）

第20条 条例第19条第1項第1号または第3号の規定により一般区営住宅の模様替え等または一般区営住宅の敷地内における工作物の設置をしようとする使用者は、住宅模様替え・住宅敷地内工作物設置申請書を区長に提出しなければならない。

2 区長が条例第19条第1項第1号または第3号の規定による一般区営住宅の模様替え等または一般区営住宅の敷地内における工作物の設置の許可をする場合の基準は、一般区営住宅の維持管理に支障がなく、かつ、原形に復することが容易である場合とする。

3 区長は、前項の規定により一般区営住宅の模様替え等または一般区営住宅の敷地内における工作物の設置を許可する場合は、住宅模様替え・住宅敷地内工作物設置許可書を交付するものとする。

（住宅用途一部変更の許可基準等）

第21条 条例第19条第1項第2号の規定により一般区営住宅の一部を住宅以外の目的に使用しようとする使用者は、住宅用途一部変更申請書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、条例第19条第1項第2号に該当する場合において、住宅以外の使用が医師、助産師、あんま、はりまたはきゅうの業その他住宅に入居している者の福祉を目的とするもので一般区営住宅の管理上支障がないと認められるときに限り、住宅用途一部変更の許可をするものとする。

3 区長は、前項の規定により住宅用途一部変更の許可をする場合は、住宅用途一部変更許可書を交付するものとする。

2項...一部改正〔平成14年規則36号〕

（長期不在の届出）

第22条 条例第19条第2項の規定により一般区営住宅を1月以上使用しない使用者は、住宅長期不在届を区長に提出しなければならない。

（その他の届出事項）

第23条 条例第19条第2項に規定する規則で定める場合とは、次に掲げるものをいう。

(1) 使用者または同居者（第18条の規定により同居の許可を受けた者を含む。）に、出産、死亡または転出の事実があった場合

(2) 使用者が婚姻その他の理由によりその氏名を変更した場合

2 前項第1号に該当する場合は、使用者（使用者が死亡した場合は、同居者）は、速やかに住宅世帯員変更届を区長に提出しなければならない。

3 第1項第2号に該当する場合は、使用者は、速やかに住宅使用者氏名変更届を区長に提出しなければならない。

（住宅返還の届出）

第 24 条 [条例第 21 条第 1 項](#)の規定により一般区営住宅を返還しようとする者は、住宅返還届を区長に提出しなければならない。

(収入に関する報告)

第 25 条 [条例第 23 条](#)の規定による収入に関する報告は、毎年 6 月 30 日までに収入報告書により行わなければならない。

2 前項の収入報告書には、次に掲げる書類のうち区長が指示するものを添付しなければならない。

(1) 税務官公署の発行する収入に関する証明書その他収入に関する書類

(2) 使用者または同居者が[公営住宅法施行令\(昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。\)](#)[第 6 条第 4 項](#)各号のいずれかに該当する場合は、その旨を証明する書類

2 項...一部改正(平成 13 年規則 56 号)

(収入認定の通知等)

第 26 条 [条例第 24 条第 1 項](#)の通知は、一般区営住宅用収入認定通知書兼使用料通知書により行うものとする。ただし、[条例第 27 条第 1 項](#)に規定する高額所得者に該当する使用者に対しては、高額所得者認定通知書兼使用料通知書により行うものとする。

2 [条例第 24 条第 2 項](#)(同条第 6 項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による意見の申出および同条第 5 項の規定による認定の請求は、収入再認定請求書に区長が指示する書類を添付して、行わなければならない。

3 区長は、[条例第 24 条第 2 項](#)の規定により申出があった意見についてその理由がないと認めるときもしくは同条第 3 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により認定した収入の額を改定したとき、同条第 4 項の規定による認定について同条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により収入の額を再認定したときまたは同条第 5 項の規定による認定の請求についてその理由がないと認めるときもしくは同条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により収入の額を再認定したときは、収入再認定通知書兼使用料通知書により、当該使用者に通知するものとする。

4 [条例第 24 条第 4 項](#)または[第 5 項](#)の規定による収入の額の再認定について収入の額を再認定したとき(改定したときを含む。)に係る使用料は、同条第 4 項の規定による収入の額の再認定(改定を含む。)の場合にあっては第 18 条第 2 項または第 3 項の規定による同居の許可の日の属する月の翌月から、[条例第 24 条第 5 項](#)の規定による収入の額の再認定(改定を含む。)の場合にあっては当該再認定の請求の日の属する月の翌月から、それぞれ徴収するものとする。

5 [条例第 24 条第 5 項](#)の規則で定める事由とは、次に掲げるものをいう。

(1) 使用者または同居者の退職、廃業、転職、転業、休職または休業

(2) 使用者または同居者の死亡または転出

(3) 使用者または同居者が、[所得税法第 2 条第 1 項](#)第 28 号に規定する障害者または同項第 29 号に規定する特別障害者に該当することとなったこと。

(4) 出生による同居者の増加

(5) 使用者または同居者が、扶養親族で使用者および同居者以外のものを有することとなり、またはその人数が増加したこと。

(高額所得者に対する通知)

第 27 条 [条例第 27 条第 1 項](#)の規定による通知は、高額所得者認定通知書兼使用料通知書により行うものとする。

(明渡期限の延長事由)

第 28 条 [条例第 30 条第 1 項](#)第 3 号の特別の事情とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 使用者または同居者が、失職し、または退職したとき。
- (2) 使用者または同居者が、交通事故その他の事故により損害を受けたとき。
- (3) 前 2 号に準ずる特別の事情があるとき。

(明渡期限の延長の申請等)

第 29 条 [条例第 30 条第 1 項](#)に規定する申出は、住宅明渡期限延長申請書により行わなければならない。

- 2 区長は、前項の申出を受けたときは、[条例第 30 条第 1 項](#)の規定により明渡しの期限を延長し、または延長しない旨を通知するものとする。
- 3 前項の明渡しの期限を延長する旨の通知は、住宅明渡期限延長通知書により行うものとする。

第 3 章 区営改良住宅の管理

(区営改良住宅の使用料)

第 30 条 [条例第 37 条](#)に規定する区営改良住宅の使用料は、[別表第 2](#)のとおりとする。

(区営改良住宅の使用料の変更の通知)

第 31 条 区長は、[条例第 38 条第 1 項](#)の規定により区営改良住宅の使用料を変更しようとするときは、当該区営改良住宅の使用者に対して、当該変更後の使用料の額その他必要な事項を通知するものとする。

(公聴会開催の公示)

第 32 条 区長は、[条例第 38 条第 2 項](#)の規定により公聴会を開くときは、その開こうとする日の 7 日前までにその旨を公示するものとする。

(区営改良住宅の使用料の収入に応じた減額の基準)

第 33 条 [条例第 40 条第 1 項](#)に規定する規則で定める基準は、17 万 8,000 円以下とする。

- 2 [条例第 40 条第 2 項](#)に規定する収入の区分に応じて定める額は、[別表第 3](#)のとおりとする。
- 3 [条例第 40 条第 2 項](#)に規定する減額の期間は、減額を開始する日から同日以後最初の 3 月 31 日までとする。

(使用料減額の申請等)

第 34 条 [条例第 40 条第 3 項](#)の規定による使用料の減額の申請は、減額を受けようとする年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。)の前年度の 6 月 30 日までに使用料減額申請書に収入を証明する書類を添付して行わなければならない。

- 2 [条例第 46 条](#)において準用する[条例第 17 条](#)の許可を行う場合において、当該許可に伴い、前項の規定により使用料減額申請書を提出した者と同居者との収入の合計額が前条第 3 項の減額の期間中に同条第 1 項の基準に該当しなくなったときは減額を終了し、当該使用者と同居者との収入の合計額が[別表第 3](#)に定める使用者および同居者の収入の合計額の区分を超えて変動したときは減額する額を変更するものとする。この場合において、第 39 条において準用する第 18 条第 1 項の規定により提出された住宅同居申請書は、使用料減額の再申請書とみなす。

- 3 前項に定める場合のほか、第1項の規定により使用料減額申請書を提出した者と同居者との収入の合計額が、第36条第4項において準用する第26条第5項に規定する事由により前条第3項に規定する減額の期間中に[別表第3](#)に定める使用者および同居者の収入の合計額の区分を超えて変動した場合においては、当該減額の期間中に使用料減額再申請書に収入に関する書類を添付して、区長に申請することができる。
- 4 第1項の場合において、第39条において準用する第4条第1項の規定により提出された住宅使用申込書、第39条において準用する第14条第1項の規定により提出された使用料減額免除申請書、第39条において準用する第18条第1項の規定により提出された住宅同居申請書、次条第1項の規定により提出された収入報告書または第36条第2項の規定により提出された収入再認定請求書は、第1項の使用料減額申請書とみなす。
- 5 区長は、[条例第40条第1項](#)の規定により使用料の減額を行う場合は、当該使用料の減額を受ける者に対して、使用料通知書兼応能減額通知書により通知するものとする。ただし、前項の規定により第1項の使用料減額申請書とみなされる住宅使用申込書を提出した者については住宅使用許可書により、前項の規定により第1項の使用料減額申請書とみなされる収入報告書を提出した者については区営改良住宅用収入認定通知書兼使用料通知書により、前項の規定により第1項の使用料減額申請書とみなされる収入再認定請求書を提出した者については収入再認定通知書兼使用料通知書により通知するものとする。
- 6 第2項の規定により減額する額の変更を行う場合の使用料の減額は第39条において準用する第18条第2項または第3項の規定による同居の許可の日の属する月の翌月から、第3項の規定により減額の再申請があった場合の使用料の減額は同項の規定による減額の再申請の日の属する月の翌月からそれぞれ行うものとし、第2項の規定により減額を終了する場合の使用料の減額は第39条において準用する第18条第2項または第3項の規定による同居の許可の日の属する月の末日をもって終了するものとする。

(区営改良住宅の使用者に係る収入に関する報告)

第35条 毎年3月31日において引き続き2年以上区営改良住宅を使用している使用者は、その年の6月30日までに収入報告書により[条例第42条](#)の規定による収入に関する報告を行わなければならない。

- 2 前項の収入報告書に添付する書類については、第25条第2項の規定を準用する。

(区営改良住宅の使用者に係る収入認定の通知等)

第36条 [条例第43条第1項](#)の通知は、区営改良住宅用収入認定通知書兼使用料通知書により行うものとする。

- 2 [条例第43条第2項](#)(同条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。)において準用する[条例第24条第2項](#)の規定による意見の申出および[条例第43条第4項](#)の規定による認定の請求は、収入再認定請求書に区長が指示する書類を添付して、行わなければならない。

- 3 区長は、[条例第43条第2項](#)において準用する[条例第24条第2項](#)の規定により申出があった意見についてその理由がないと認めるときもしくは[条例第43条第2項](#)において準用する[条例第24条第3項](#)の規定により認定した収入の額を改定したとき、[条例第43条第3項](#)の規定による認定について同条第5項において準用する同条第1項の規定により収入の額を再認定したときまたは同条第4項の規

定による認定の請求についてその理由がないと認めるときもしくは同条第5項において準用する同条第1項の規定により収入の額を再認定したときは、収入再認定通知書兼使用料通知書により、当該使用者に通知するものとする。

4 [条例第43条第4項](#)の規則で定める事由については、第26条第5項の規定を準用する。

([条例第43条第3項](#)および第4項の規則で定める収入の区分)

第37条 [条例第43条第3項](#)および[第4項](#)の規則で定める収入の区分は、次のとおりとする。

- (1) 20万円を超え23万8,000円以下の場合
- (2) 23万8,000円を超え24万2,000円以下の場合
- (3) 24万2,000円を超え26万8,000円以下の場合
- (4) 26万8,000円を超え32万2,000円以下の場合
- (5) 32万2,000円を超える場合

(区営改良住宅の付加使用料の額等)

第38条 [条例第45条第1項](#)に規定する付加使用料は、[別表第4](#)の第1欄に掲げる使用者および同居者の収入の合計額の区分に応じて、それぞれ同表の第2欄に掲げる額とする。

2 前項の規定にかかわらず、[令第6条第4項](#)に定める場合に該当する使用者のうち、その者と同居者との収入の合計額が前条第1号から第3号までに掲げる収入の区分にあるものの付加使用料は、[別表第4](#)の第3欄に掲げる額とする。

3 区長は、[条例第46条](#)において準用する[条例第17条](#)の規定により許可を行う場合において、当該許可に伴い、前項の規定による付加使用料を納付している使用者が[令第6条第4項](#)に定める場合に該当しなくなったとき([条例第43条第3項](#)に該当する場合を除く。)はその者の付加使用料の額を第1項の規定による付加使用料の額に変更し、同項の規定による付加使用料を納付している使用者でその者と同居者との収入の合計額が前条第1号から第3号までに掲げる収入の区分にあるものが新たに[令第6条第4項](#)に定める場合に該当することとなったとき([条例第43条第3項](#)に該当する場合を除く。)はその者の付加使用料の額を前項の規定による付加使用料の額に変更する。

4 前項に定める場合のほか、第36条第4項において準用する第26条第5項に定める事由により、第1項の規定による付加使用料を納付している使用者でその者と同居者との収入の合計額が前条第1号から第3号までに掲げる収入の区分にあるものが新たに[令第6条第4項](#)に定める場合に該当することとなったとき([条例第43条第4項](#)に該当する場合を除く。)は、付加使用料の額を第2項の規定による付加使用料の額に変更することを求めることができる。

5 前項の請求については、第36条第2項の規定を準用する。

6 第3項の規定により付加使用料の額を変更したときまたは第4項の規定による付加使用料の額の変更の請求についてその理由がないと認めるときもしくは同項の規定により付加使用料の額を変更したときに係る使用者への通知については、第36条第3項の規定を準用する。

7 第1項および第2項の付加使用料は、第35条第1項の規定による収入に関する報告の期限の属する年の翌年の4月から納付しなければならない。ただし、[条例第43条第3項](#)または[第4項](#)の規定による収入の額の再認定について収入の額を再認定したときおよび第3項または第4項の規定により付加使用料の額を変更したときに係る付加使用料は、同条第3項の規定による収入の額の再認定およ

び第3項の規定による付加使用料の額の変更の場合にあっては次条において準用する第18条第2項または第3項の規定による同居の許可の日の属する月の翌月から、[条例第43条第4項](#)の規定による収入の額の再認定および第4項の規定による付加使用料の額の変更の場合にあっては当該再認定または変更の請求の日の属する月の翌月から、それぞれ徴収するものとする。

2-4項...一部改正〔平成17年規則33号〕

(準用)

第39条 区営改良住宅の使用について[条例第35条](#)、[条例第36条](#)、[条例第41条](#)および[条例第46条](#)の規定により一般区営住宅に係る規定を準用する場合には、第3条から第11条までおよび第13条から第24条までの規定を準用する。この場合において、第13条、第14条(使用料減額免除申請書、使用料徴収猶予申請書、使用料減額免除通知書および使用料徴収猶予通知書の部分を除く。)第15条および第16条の規定中「使用料」とあるのは、「使用料([条例第40条](#)の規定による使用料の減額を受けている場合には当該減額後の使用料をいい、[条例第45条](#)の規定により付加使用料を納付している場合には当該付加使用料を含む。)」と読み替えるものとする。

第4章 補則

(住宅検査員証)

第40条 [条例第47条第3項](#)に規定する身分を示す証票は、住宅検査員証([第3号様式](#))とする。

(駐車場利用申込者の資格)

第40条の2 駐車場の利用申込者(以下「駐車場申込者」という。)は、次に掲げる要件を備えている使用者とする。

- (1) 自己(同居者を含む。)の自動車([自動車の保管場所の確保等に関する法律\(昭和37年法律第145号\)第2条](#)第1号に定める自動車をいう。)を所有していることまたは所有する見込みがあること。
- (2) 区営住宅の使用料を滞納していないこと。
- (3) その他区長が必要と認めること。

本条...追加〔平成15年規則62号〕

(駐車場の募集)

第40条の3 区長は、駐車場の利用者を募集する。

- 2 駐車場の利用申込みは、募集の都度一世帯一区画限りとする。
- 3 区長は、駐車場の利用者を募集するときは、当該駐車場が付置されている区営住宅の利用者に対し、掲示等により募集区画数、利用料、利用者の資格、申込期日その他必要な事項を公告するものとする。
- 4 駐車場申込者は、駐車場利用申込書([第4号様式](#))を区長に提出しなければならない。
- 5 前項の駐車場利用申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 自動車検査証の写し
 - (2) 運転免許証の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

本条...追加〔平成15年規則62号〕

(駐車場の利用予定者の決定)

第 40 条の 4 区長は、駐車場申込者の数が利用させるべき駐車場の数を超える場合は、公開による抽選により利用予定者を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる事由に該当する者に対しては、同項による抽選によらないで、駐車場の利用予定者として決定することができる。

- (1) 使用者が一定の等級の障害を有するとき。
- (2) 同居者に一定の等級の障害を有する者がいるとき。

本条...追加〔平成 15 年規則 62 号〕

(駐車場の利用手続)

第 40 条の 5 前条の規定により駐車場の利用予定者として決定された者は、遅滞なく駐車場の利用料 1 月分に相当する敷金を納付しなければならない。

2 区長は、前項の手続を完了した者に対し、駐車場利用許可書([第 5 号様式](#))により駐車場の利用を許可する。

3 前項の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けた者は、利用許可の日から 15 日以内に駐車場の利用を開始しなければならない。

本条...追加〔平成 15 年規則 62 号〕

(駐車場の利用料)

第 40 条の 6 駐車場の利用料は、[別表第 5](#)のとおりとする。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い駐車場の利用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近隣の民間駐車場利用料金との均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

本条...追加〔平成 15 年規則 62 号〕

(駐車場利用許可の取消し)

第 40 条の 7 区長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許可を取り消し、駐車場の明渡しを請求するものとする。

- (1) 不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用料を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場またはこれに付帯する設備を故意にき損したとき。
- (4) 正当な事由がなく 1 月以上駐車場を利用しないとき。
- (5) 使用者の資格を失ったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により明渡しの請求を受けた者は、速やかに駐車場を明け渡さなければならない。この場合において、利用者は損害賠償その他の請求をすることができない。

3 区長は、第 1 項の規定により、明渡しの請求を受けた者が明渡しを行わない場合において、駐車場に置かれている自動車を撤去したときは、当該自動車の撤去等に要した費用を徴収することができる。

4 第 40 条の 2 から前項までに定めるもののほか、駐車場の利用について必要な事項は、別に定める。

本条...追加〔平成 15 年規則 62 号〕

(住宅連絡員)

第 41 条 区長は、[条例第 48 条第 1 項](#)の規定により住宅連絡員を置くときは、当該区営住宅の使用者または同居者のうちからこれを委嘱する。

2 前項に定めるもののほか、職務内容その他住宅連絡員に関し必要な事項は、別に区長が定める。

(様式)

第 42 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な様式は、別にまちづくり事業部長が定める。

本条...一部改正〔平成 13 年規則 56 号〕

(委任)

第 43 条 前条に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

1 この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 [条例付則第 3 項](#)の規定の例により行う手続その他の行為は、前項の規定にかかわらず、平成 10 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）前においても、この規則による改正後の品川区営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）の例により行うことができる。

3 施行日前にこの規則による改正前の品川区営住宅条例施行規則の規定によって行った請求、手続その他の行為は、新規則の相当規定によって行ったものとみなす。

付 則（平成 10 年 4 月 30 日規則第 51 号）

1 この規則は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の前日に東京都営住宅条例施行規則（平成 10 年東京都規則第 25 号。以下「都規則」という。）の規定により都営西五反田五丁目アパートに関して、都規則に基づき東京都知事に対して行われた手続その他の行為または東京都知事が行った手続その他の行為は、それぞれこの規則による改正後の品川区営住宅条例施行規則の相当規定により西五反田五丁目区営住宅に関して、品川区長に対して行われたものまたは品川区長が行ったものとみなす。

付 則（平成 11 年 2 月 23 日規則第 2 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 12 年 2 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 12 年 4 月 28 日規則第 59 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 5 月 1 日から施行し、この規則による改正後の品川区営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第 15 条の規定は、平成 12 年 9 月以降の期間に係る使用料の減額または免除について適用する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらず、平成 12 年 5 月 31 日までに開始される使用料の減額または免除については、なお従前の例による。

3 新規則の適用により算定した使用料（新規則第 15 条第 2 項、第 3 項または第 5 項の規定の適用が

ある場合にあつては、当該規定により減額し、または免除した後の使用料とする。以下「新規則の使用料」という。)の額が、平成12年8月31日現在この規則による改正前の品川区営住宅条例施行規則(以下「旧規則」という。)第15条第2項または第4項の規定により減額し、または免除した後の使用料(以下「旧減免後の使用料」という。)の額を超える場合(平成12年4月30日(以下「基準日」という。)において現に旧規則第15条第2項または第4項の規定により使用料の減額または免除を受けていた場合に限る。)は、当該使用料の額は、平成12年8月31日現在現に受けている減額または免除が終了する日(以下「減免終了日」という。)の翌日から起算して3年間、新規則の使用料の額から旧減免後の使用料の額を控除した額(以下「使用料の控除額」という。)に減免終了日の翌日から起算した次の表の左欄に定める経過年数に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額(以下「負担調整額」という。)に、旧減免後の使用料の額を加えた額とする。

経過年数	負担調整率
1年以下の場合	0.25
1年を超え2年以下の場合	0.5
2年を超え3年以下の場合	0.75

4 前項の場合において、負担調整額(前項に規定する減免終了日の翌日から起算した経過年数が3年を超え4年以下の場合においては使用料の控除額。以下この項において同じ。)が1万円(新規則第15条第3項の規定により使用料の減額を受けている者については、5,000円。以下この項において同じ。)を超える場合の使用料の額は、当該負担調整額が1万円を超える期間において、平成12年8月31日現在現に受けている減額または免除に係る減免終了日の翌日から起算して4年を経過する日までの間、旧減免後の使用料の額に1万円を加えた額とする。

5 基準日において、現に旧規則第15条第2項または第4項の規定により使用料の減額または免除を受けており、かつ、次に掲げるすべての事由に該当する者に対しては、平成12年8月31日現在現に受けている減額または免除に係る減免終了日の翌日から起算して5年間、使用料を免除するものとする。

(1) 新規則第15条第3項の規定に該当する者であること。

(2) 使用者および同居者の収入(新規則第15条第1項第1号に規定する収入をいう。)の合計額に12を乗じて得た額を使用者および同居者の人数で除して得た額が80万4,200円以下であること。

(3) 現に居住する区営住宅の床面積の合計(公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第2条第1項第2号の床面積の合計をいう。以下「床面積」という。)が、使用者および同居者の数に応じて、区長が別に定める床面積を上回らないこと。

付 則(平成13年3月13日規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 56 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 42 条の改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 36 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年 3 月 31 日規則第 34 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年 10 月 27 日規則第 62 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 40 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 33 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 37 号）

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお当分の間使用することができる。

別表第 1（第 12 条関係）

一般区営住宅の名称	利便性係数
南大井六丁目区営住宅	0.9158
荏原七丁目区営住宅	0.9159
西中延区営住宅	0.9101
二葉一丁目区営住宅	0.9020
西大井六丁目区営住宅	0.9026
南大井一丁目区営住宅	0.9333
南大井五丁目区営住宅	0.9138
中延一丁目区営住宅	0.9138
西大井六丁目第二区営住宅	0.9085
東大井三丁目区営住宅	0.9270

西五反田五丁目区営住宅	(13 号棟)
	0.9639
	(14 号棟)
	0.9591
西大井六丁目第三区営住宅	0.9589

本表...一部改正〔平成 10 年規則 51 号・11 年 2 号・12 年 1 号・13 年 2 号・14 年 36 号・15 年 34 号・62 号・16 年 40 号・17 年 33 号〕

別表第 2 (第 30 条関係)

区営改良住宅の名称	使用料
大井二丁目区営住宅	47,900 円
	(併用作業所付)
	62,000 円

本表...一部改正〔平成 11 年規則 2 号・12 年 1 号・13 年 2 号・14 年 36 号・15 年 34 号・16 年 40 号〕

別表第 3 (第 33 条、第 34 条関係)

使用者および同居者の収入の合計額の区分	金額
123,000 円以下の場合	28,900 円
	(併用作業所付)
	37,400 円
123,000 円を超え 153,000 円以下の場合	35,100 円
	(併用作業所付)
	45,400 円
153,000 円を超え 178,000 円以下の場合	41,500 円

	(併用作業所付)
	53,700 円

本表...一部改正〔平成 11 年規則 2 号・12 年 1 号・14 年 36 号・15 年 34 号・16 年 40 号・17 年 33 号〕

別表第 4 (第 38 条関係)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
200,000 円を超え 238,000 円以下の場合	9,000 円	7,400 円
	(併用作業所付)	(併用作業所付)
	11,600 円	9,500 円
238,000 円を超え 242,000 円以下の場合	16,400 円	15,600 円
	(併用作業所付)	(併用作業所付)
	21,100 円	20,100 円
242,000 円を超え 268,000 円以下の場合	16,400 円	15,600 円
	(併用作業所付)	(併用作業所付)
	21,100 円	20,100 円
268,000 円を超え 322,000 円以下の場合	18,900 円	
	(併用作業所付)	
	24,400 円	
322,000 円を超える場合	18,900 円	
	(併用作業所付)	
	24,400 円	

本表...一部改正〔平成 11 年規則 2 号・12 年 1 号・13 年 2 号・14 年 36 号・15 年 34 号・16 年 40 号・17 年 33 号〕

別表第 5 (第 40 条の 6 関係)

名称	形式・台数	利用料 (1 台)
西大井六丁目第三区営住宅駐車場	平置式 5 台	27,000 円

本表...追加〔平成 15 年規則 62 号〕